

[事案 27-84] 損害賠償請求

・平成 27 年 7 月 3 日 不受理決定

<事案の概要>

被保険者が 360 日以上継続して入院していたところ、保険会社担当者が、継続した 1 回の入院についての給付限度日数 180 日を経過した後、なお 180 日の間、退院せずに入院し続けていれば、再度 180 日分の入院給付金が請求できると誤説明したことについて、損害賠償金の支払いを求めて、申立契約上の指定代理請求人より申立てのあったもの。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、以下のとおり、業務規程第 24 条 1 項 2 号にもとづき、不受理通知にその理由を明記し、申立てを不受理とした。

指定代理請求制度は、被保険者が傷害や疾病などにより保険金等を請求する意思表示ができないときなどに、予め指定しておいた指定代理請求人に、被保険者に代わって保険金等を請求できる権限を与える制度である。よって、指定代理請求人には、被保険者に代わって損害賠償請求をする権限までは与えられていない。